

社会福祉法人岡崎市社会福祉協議会ボランティア活動に関する補助金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、岡崎市社会福祉協議会ボランティアセンター登録団体が行うボランティア活動に関する補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助対象の内容)

第2条 補助金交付の対象は、別表に掲げるものに対し、その記載された範囲とする。

(補助金の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする場合は、ボランティア活動に関する補助金交付申請書(様式1)に岡崎市社会福祉協議会長(以下「会長」という。)が求める書類を添付して提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 会長は、前条の申請を審査し、相当と認めた場合は、ボランティア活動に関する補助金交付決定通知書(様式2)を交付する。

(計画の変更)

第5条 ボランティア活動に関する補助金交付申請書の内容に変更を生じた場合は、直ちにボランティア活動に関する計画変更届(様式3)を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による計画変更届を受け取ったときは、変更内容を審査し、前条の規定による交付決定の内容を変更する必要があると認める場合は、決定を変更することができる。

(補助金の請求)

第6条 申請団体が、補助金の交付決定を受けたときは補助金交付請求書(様式4)を会長に提出するものとする。

(報 告)

第7条 補助金の交付を受けたボランティア団体は、当該活動終了後にボランティア活動に関する補助金精算書兼報告書(様式5)を会長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第8条 会長は、申請団体が次の各号に該当する場合は補助金の交付決定額の全部もしくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部もしくは一部を返還(様式6)させることができる。

- 1 この要綱又は交付決定に付した条件に違反したとき。
- 2 補助金を補助目的以外に使用したとき。
- 3 提出書類に虚偽の事項を記載し又は、補助金の交付に関し不正な行為があったとき。
- 4 決算額が補助額に比して減少したとき。
- 5 補助事業を中止したとき。

(雑 則)

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成25年2月25日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和2年2月28日から施行する。

※別表の6については令和2年2月28日～令和3年3月31日の間における福祉会館改修に伴う、会議室などの利用のみ対象とし、令和3年3月31日をもって廃止とする。

(附 則)

この要綱は、令和3年2月5日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和8年3月12日から施行する。

別表

補助区分	内 容	補助対象経費	補助限度額及び範囲
1. ボランティア 団体活動費	<ul style="list-style-type: none"> ・会費を徴収していること ※会員数や会費徴収額等により補助額を決定する ・ボランティア団体の活動に関する事務費や活動に必要な材料費や備品費 	<ul style="list-style-type: none"> ①通信運搬費 ②会場使用料 ③事務消耗品費 ④活動に必要な材料費や備品費 	15,000円/年度
2. ボランティア 連絡協議会運 営・活動費	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア連絡協議会の運営及び活動に関する費用 	運営費及び組織的活動と地域福祉推進を目的とした活動に要する経費	150,000円/年度
3. ボランティア 団体主催の講座 の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・3年以上の登録実績のある団体が開催する講座及び研修会で社協が共催することを認めるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・講師謝礼 ・会場使用料 ・テキスト作成費 ・会議費 ・通信運搬費 ・ボランティア行事用保険 ・その他会長が必要と認めるもの 	15,000円/1日 6日課程/年度
4. ボランティア 研修参加費	<ul style="list-style-type: none"> ・2年以上の登録実績のある団体会員の次に掲げる研修会等の参加 ①県、県社協及び他市主催の講座 ②全社協主催の講座 ③その他会長が認めるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通費及び宿泊費 ・研修参加費 ・資料代 	10,000円/1人 対象人数 2人/1回 対象回数 2回/年度
5. その他	市全域を対象とし、活動分野超えたボランティア活動の推進のための事業のなかで特に会長が認めるもの	会長が必要と認める事業に係る費用	会長が認める範囲

【留意事項】

- ・旅費額等は、旅費額の算定根拠となる資料の添付が必要（経路検索結果の出力（走行距離が明示されたもの）。また、自家用車を使用する場合は、1キロにつき20円とする。
- ・原則として、振込先口座はボランティア団体の口座とする。

(様式1)

ボランティア活動に関する補助金申請書

年 月 日

(宛先)

社会福祉法人岡崎市社会福祉協議会長

団 体 名 _____

代表者氏名 _____

下記のとおりボランティア活動に関する補助金の交付を申請します。

記

補助申請金額	円
--------	---

1. 補助区分 (該当項目に○を付す)

- (1) ボランティア団体活動費 (事業計画書、収支予算書添付)
- (2) ボランティア連絡協議会運営費 (事業計画書、収支予算書添付)
- (3) ボランティア団体主催講座開催 (計画書 (実施要綱)、収支予算書添付)
- (4) ボランティア研修参加費 (要綱、チラシ、申込書添付)
- (5) その他 (企画書、収支予算書等)

2. 具体的な用途 (補助の使い道を明確に記載)

(様式3)

ボランティア活動に関する計画変更届

年 月 日

(宛先)

社会福祉法人岡崎市社会福祉協議会長

団 体 名 _____

代表者氏名 _____

年 月 日付け岡社協第 号で交付決定を受けた下記のボランティアに関する活動を次のとおり計画変更（廃止又は中止）いたします。

活動区分	活動内容
(変更前計画)	(変更後計画)
(変更理由)	

(様式4)

ボランティア活動に関する補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

社会福祉法人岡崎市社会福祉協議会長

団 体 名 _____

代表者氏名 _____

下記のとおりボランティア活動に関する補助金を請求します。

金 円

【振込口座】

金融機関・本支店名	農協 銀行 信用金庫	店	口座の種類	普通 当座
口 座 番 号				
ふ り が な				
口 座 名 義 人				

(様式5)

ボランティア活動に関する補助金精算書兼報告書

年 月 日

(宛先)

社会福祉法人岡崎市社会福祉協議会長

団 体 名 _____

代表者氏名 _____

補助金交付決定されたボランティアに関する活動が完了しましたので報告します。

記

補助金残額	円
-------	---

1. 補助区分 (該当項目に○を付す)

- (1) ボランティア団体活動費 (事業報告書、収支決算書添付)
- (2) ボランティア連絡協議会運営費 (事業報告書、収支決算書添付)
- (3) ボランティア団体主催講座開催 (事業報告書、収支決算書添付)
- (4) ボランティア研修参加費 (研修会資料、領収書コピー等添付)
- (5) その他 (報告書、領収書コピー等)

2. 具体的な用途 (補助の使い道を明確に記載)

